平成２８年（フ）第７７７号
堺市北区金岡町885番地
債務者　二階堂博仁
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１４０６号
福岡市中央区今川１丁目16番14―203号
債務者　野間口　愛
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４５１号
福岡市博多区博多駅東２丁目18番20―1309号
債務者　伏見武こと　武森　吉彦
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６５号
福岡市南区鶴田３丁目15番37号
債務者　川崎　恵美（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４９８号
福岡市東区和白丘１丁目９番25号
債務者　粟納　涼子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５０１号
福岡県春日市昇町３丁目84番地　稲永ビル107号
債務者　平野みどり
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５０８号
福岡市東区松島２丁目３番34号
債務者　西畑小夜子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５１４号
福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目２番６－２号　グランメゾン今光弐号館103号
債務者　前田美惠子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６号
熊本県菊池市隈府1579番地８
債務者　髙野　真美
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２８年（フ）第４１５０号
大阪市東淀川区菅原７丁目９番12―805号
債務者　岩下　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５号
島根県浜田市熱田町819番地１（１）、前住所島根県浜田市金城町七条ハ506番地
債務者　森　　義克
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前９時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市明野新町１丁目19番27号　まるとめハイツＮｏ６　201号、申立時の住所釧路市緑ケ岡１丁目21番111号　パークサイドＧ101号
債務者　坂尻　　隆
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２７年（フ）第１５５号
群馬県太田市西新町71番地３
破産者　有限会社パブリックワークス光
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１９５号
長野市大字東和田342番地２
破産者　株式会社Ｃ３Ｂ－ｐｒｏ．
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７０６号
名古屋市東区白壁３丁目14番３号
破産者　三陽羽毛株式会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５７７号
大阪府枚方市招提南町３丁目３番24号
破産者　有限会社アユカワ
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０５６号
大阪府東大阪市新町22番２号
破産者　株式会社鶴原工務店
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部